

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第95条第3項
処分の概要	信用事業規程等の承認の取消し
法令の定め	農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号) 第95条 3 行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第11条第1項、第11条の17第1項、第11条の42第1項、第11条の48第1項又は第11条の51第1項の承認を取り消すことができる。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html</a> )